#### 人権救済基金運営委員会

# 人権救済基金

ニュース

Human Rights Relief Fund N E W S

## 第49号

2023.6.19 発行

### 京都弁護士会

人権救済基金運営委員会 〒604-0971 京都市中京区富小路通丸太町下ル

TEL (075) 231-2378

WEB https://www.kyotoben.or.jp/

top news

トップニュース

## 人権救済基金のご利用と ご寄付をお願いします

京都弁護士会会長 吉田誠司



今から 30 年前の 1993 年、当会に「人権救済基金」という制度が生まれました。高齢者や子ども、障がいを持つ方、外国人、消費者など、人権の保障が未だ十分でない人々に関するものでありその解決が公益的意義を有する事件について、当会が弁護士費用などを援助する制度です。これまでに援助してきた事件は本ニュースに記載してあるとおり累計で 79件にのぼります。事件の一覧をあらためて眺めますと、この 30 年の人権救済の闘いの歴史を実感いたします。

この制度で援助できる費用は1件80万円を限度としていますが、公益性があるかどうかが重要な審査要件であり、勝訴の見込みを必ずしも必要としない点で、法テラスの行う法律援助とは違いがあります。難しいけれど司法に問わねばならない公共性のある事件を抱えている先生方がおられると思いますが、費用面で心配があるときは、人権救済基金の利

用をぜひご検討ください。

他方で、この人権救済の取り組みを継続していくためには、基金の安定と充実が不可欠です。現在の基金の残高は本ニュース末尾記載のとおり約 1316万円ですが、将来、この基金の果たす役割が大きくなってきたときにどこまで対応できるかは心配もあります。基金は、弁護士会員と市民の皆様からの寄付によって成り立っています。一人でも多くの弁護士会員に基金の維持会員となって頂きたいと思います。また、事件の解決時や相続の場面で寄付に適する金員がございましたら、ぜひともお声がけ頂き、基金の充実にご協力をお願いいたします。

弁護士以外のお知り合いの個人や企業にも、人権 救済基金という制度とその意義を広くお知らせ頂 き、ご賛同頂ける場合にご寄付をお勧めして頂けま すよう、よろしくお願い申し上げます。

## 第27回法律援助を広げる 市民のつどい 人権救済基金運営

人権救済基金運営委員会 委員 大久保 勇 輝

#### はじめに

令和5年2月18日(土) 京都弁護士会地階ホール にて「第27回法律援助を広げる市民のつどい」を開 催いたしました。

当委員会では市民の方々に京都弁護士会の人権救済 基金の制度と理念を紹介するとともに、そのご支援を お願いするべく毎年この「つどい」を企画しています。 例年、人権救済基金が利用された実際の事例の報告の ほか、講演・ミニコンサートを行っておりました。昨 年までは新型コロナウイルスの影響で実会場での実施 ができておりませんでしたが、本年はコロナウイルス による規制も緩和されてきたこともあり、例年の講演・ ミニコンサートを復活させて実会場での開催となりま

#### 事例紹介

鈴木治一弁護士会前会長による開会のご挨拶と、長 谷川純一人権救済基金運営委員会委員長から人権救済 基金の制度の説明があった後、実際に人権救済基金の 援助を受けた事例報告を大杉光子弁護士に行っていた だきました。



鈴木 治一前会長



大杉 光子弁護士による事例報告

今年の事例報告は、新聞報道などでも取り上げられた事例でご存じの方も多いかもしれませんが、障害基礎年金を受給する親が児童扶養手当を申請すると夫婦なら受給できるが、ひとり親は事実上受け取れないとした昨年以前の児童扶養手当法関連規定は法の下の平等を定めた憲法14条に違反しているとして、府に対して支給停止処分の取り消しを求めた裁判についての事例報告となりました。

この裁判において、府側の主張が自己矛盾をはらんだものであったことや、審理を担当した裁判所の問題を解決しようとしない姿勢について、大杉弁護士から報告がありました。特に印象に残ったのは、第1審の裁判所が合議体であったにもかかわらず、「保障」と「補償」との日本語の使い分けなど、明らかな誤りと見られる箇所が数十か所にも上っており、裁判所の人権救済に対する意識の低さが露呈したという点でした。第1審では原告敗訴の判決が下ったということが報告されました。

「つどい」の時点では控訴審を控えている状況で、本記事執筆時点でも控訴審の審理が間もなく行われるという状況ですので、今後の裁判所の判断に注目したいところです。

#### ミニコンサート

本年は融解(木造)建築様にピアノとフルートによる 演奏をいただきました。ロックバンドを再構築したこ のデュオユニットはリズミカルなテンポで旋律が繰り 広げる曲のイメージをしやすい素敵な演奏でした。数 多くの楽曲を披露していただいた 45 分程の演奏は心 に響くものであり、会場の皆様も聞き入っている様子 でした。



融解(木造)建築様の演奏

#### ウスビ・サコ氏による講演

事例報告の後、ウスビ・サコ先生から「多様な価値 観を配慮する『真実の弁護』の捉え方」と題しご講演 をいただきました。

ウスビ・サコ先生は、マリ共和国で生まれ、中国で の留学を経て京都大学大学院工学研究科建築学専攻博 士課程を修了され、京都精華大学の前学長を務められ た空間人類学を研究している先生で、テレビなどにも 出演しておられます。

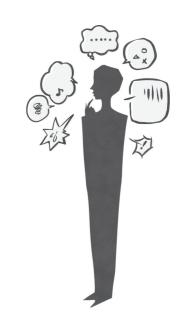
講演ではまず、ウスビ・サコ先生がマリ共和国で生まれ、高校卒業まで育ってきた間に培ったマリ共和国の文化・価値観をお話しいただきました。マリ共和国における日本とは異なる文化・価値観を紹介していただきました。

ウスビ・サコ先生は高校卒業後、マリ共和国を離れ、 現在では日本での生活が最も長く、日本国籍も取得し ているれっきとした日本人です。また、多言語を習得 されており、英語・バンバラ語・フランス語・中国語・ 日本語(関西弁)を操るマルチリンガルなのですが、 京都で日本人に道を尋ねると「英語わかりません!!」 と言って敬遠されるなど、人種に対する偏見が依然と して残っていることや、日本語によるコミュニケー ションの難しさなどをご紹介いただき、文化の多様性 と多様な価値観についてお話いただきました。そして、 今後加速する、グローバル化に向けて価値観の多様性 がより鮮明になることや、その時に向けての心構えな どについてお話いただき、筆者も思わず聞き入ってし まいあっという間の1時間の講演となりました。

#### おわりに

最後に、ご支援いただきました市民の皆様には深く 御礼申し上げます。

人権救済基金は市民の皆様や会員からの寄付によって成り立っている制度であり、今回の事例報告のような事件の支援に役立てられているもので、制度が果たす役割は非常に重要です。今後とも人権救済基金へのご理解・ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



#### 人権救済基金事件報告 🕖

## ウトロ放火事件 被害者弁護団の活動報告

#### 弁護士 大杉光子

#### 1 ウトロ放火事件について

2021年8月30日、ウトロ地区で7軒の建物が全半焼するという火災が発生しました。2軒は現住建造物で、うち1軒には室内に現に人がおり、煙に気が付いて避難したものの、人的被害が出てもおかしくない状況でした。また、最初に燃えた倉庫は、ウトロ地区の住民たちが作った看板や行事の際に使われるブルーシートなどが保管されており、いわばウトロ地区の歴史が保存されている場所でしたが(看板は2022年4月開館のウトロ平和祈念館に展示予定でした)、それらもこの火災で焼失してしまいました。

当初は失火として処理されていたのですが、名古屋の民団や韓国学校の放火事件で逮捕された人物がウトロでも放火したと述べたことから放火事件であったことが判明しました。結局、名古屋の事件は建造物損壊・器物損壊、ウトロの事件は非現住建造物放火で起訴され、京都地裁で併合審理されることになりました。

#### 2 ウトロ地区について

ウトロ地区は、第二次世界大戦中に軍事飛行場建設のために集められた朝鮮人労働者の飯場があった場所です。集められた朝鮮人労働者は戦後も放置され、本国に帰るに帰れなかった人たちに加えて、住まいや働く場所を求めて流れ込んできた人たちで朝鮮人集落が形成されていきました。飛行場建設地とともにウトロの土地も日産車体に引き継がれましたが、長い間、上下水道も整備されないまま放置されてきました。

1980年代のバブル期にウトロ地区の土地は転売され、その不動産業者が住民たちに立ち退きを迫り、明け渡し訴訟を提起しました。歴史的経緯を無視するものだとしてウトロ住民を支援する運動が起きましたが、2000年に最高裁で住民敗訴が確定してしまいました。

明け渡し強制執行の不安にさいなまれつつ、ウトロ 住民たちが様々な方面へ働きかけを続けた結果、韓国 政府からの支援を引き出し、土地所有者との合意によ り、韓国政府からの支援金を含めた寄附金等による基 金によってウトロ地区の土地を買い取り、その土地の 上に宇治市が公営住宅を建設して住民が住めるように するという形での解決がなされることになりました。 詳しいウトロの歴史や現在に至る経緯、住民たちの暮らしぶりや思い等については、中村一成氏著「ウトロここで生き、ここで死ぬ」(三一書房 2022 年出版)をお読みいただければと思います。

#### 3 弁護団の活動

当初は、上瀧浩子弁護士と冨増四季弁護士の二人が 被害者の代理人となり、検察官に対して現住建造物放 火事件として起訴するように求める等の活動を行って いましたが、結果としては非現住建造物放火での起訴 となりました。

その後、豊福誠二弁護士、具良玉弁護士、玄政和弁 護士と私が加わり、6名の弁護団となりました。

刑事裁判における被害者代理人としての活動なので、裁判に顕出するためには検察官を通じて行うことが必要です。

弁護団は、ウトロ地区に何度か行き、被害現場を確認するとともに、焼失した家屋に住んでいた住民等の直接の被害者だけでなく火災を目撃した住民も含めて住民たちからお話を聞いたり、刑事手続の説明をしたりして、被害者の個別の思いや意向を確認していきました。

その上で、弁護団としては、2つの点について、裁判で主張立証させたいと考えました。一つめは、ウトロ地区は「不法占拠」ではないということ、二つめは、本件をヘイトクライムとして処罰すること、つまり、差別目的を動機の悪質性として量刑に反映させるということです。

一つめについては、ネット上では、ネトウヨと言われる人たちを中心とした在日朝鮮人に対するヘイトスピーチの中で、ウトロ地区について「不法占拠」であると非難する言説が多数流されています。本件の被告人も、そのような言説をネットで見て、ウトロ地区を標的にしたと述べていました。しかし、実際には、前述のように土地所有者との合意が成立しており、現在のウトロ地区は不法占拠状態にはありません。とはいえ、「最高裁で明け渡しの判決が確定している」とだけ聞けばその様な誤解がそのまま受け容れられてしま

うおそれがあり、そうなると、「ウトロ地区が不法占拠だから狙った」という被告人の主張が、法廷でもこの裁判の報道の中でも繰り返されてウトロ住民に対する二次被害が引き起こされるおそれがありました。

そこで、検察官に対して、土地所有者との合意文書 を整理して解説するとともに、土地所有者がNHKの 取材に対して「住民との間でかつてあった土地問題は、 すでに解決していて、いまは全く争いはありません。」 と回答していること等も説明し、まずは「不法占拠」 ではないことについて理解をしてもらいました(本当 は国際人権法に基づく居住の権利等から主張したかっ たのですが、被害者弁護団が直接裁判所に対して主張 立証できるわけではないという刑事事件の構造上、検 察官が一番受け容れやすいであろう事実レベルの説明 に絞って簡潔な内容にしました)。その上で、被害者 らウトロ住民にとって「不法占拠」と法廷で主張され たり報道で繰り返されたりすることが深刻な二次被害 を生み出すこと、それを防ぐ必要性が高いことを強く 説得しました。幸い、転勤による交替前の検察官はこ の点に理解を示し、被害者や土地所有者の供述調書を 作成して証拠調べ請求をしてくれました。そのため、 弁護人も、検察官も、裁判官も、これらの証拠を前提 として被告人質問を行い、弁護人を通じて供述調書を 読んだのであろう被告人も、ウトロ地区が「不法占拠」 ではないという証拠があることは理解した上で、証拠 を見ても納得できないという応答を行っており、被告 人の論理の独善性が浮き彫りになりました。このよう にして、ウトロ地区が「不法占拠」であるなどという 誹謗中傷がこの裁判をきっかけに繰り返されるという 事態については、防ぐことができたと思います(他方、 ウトロ地区の住民が不法入国者であるかのような発言 等、事実に反する被告人の発言は誰からも訂正されず、 傍聴席で歯がゆい思いをしました)。

二つめについては、法廷で被告人自身が「いわゆるへイトクライムや差別、それ以上のものとなっております」等と供述しており(被告人の供述調書にも同種の記載あり)、名古屋の民団や韓国学校等にも放火していることからしても、本件が一連のヘイトクライムであることは明らかでした。しかし、放火事件であれば公訴事実の中に動機が記載されることも多いにもかかわらず、本件の公訴事実には差別的動機については触れられていませんでした。

そこで、冒頭陳述や論告に反映させ、ひいては判決に反映させるために、まずは、同志社大学社会学部の板垣竜太教授に意見書を作成していただきました。同意見書は、人種差別撤廃条約上の義務や政府が人種差別撤廃委員会に対して「人種主義的動機は、我が国の刑事裁判手続において、動機の悪質性として適切に立証しており、裁判所において量刑上考慮されているものと認識している。」(人種差別撤廃条約第7回・第8

回・第9回政府報告書パラグラフ93)と報告していること等を踏まえた上で、ヘイトクライム被害の深刻さと人種差別的動機の悪質性について、現在の日本社会の状況やウトロ地区の歴史を含めて論じたものであり、とても具体的説得的なものでした。そして、交替後の検察官(公判担当検事)に面談し、この意見書をお渡しするとともに口頭でもその意義を繰り返し説明しました。しかし、結局、冒頭陳述でも論告でも、公判担当検事は「韓国人に対する悪感情」という言及しかせず、本件がヘイトクライムであることを頑なに認めたくないかのようでした。

他方、ウトロの事件で2人、名古屋事件で1人の被害者が法廷で意見陳述され、通名を止めて本名で生きることを選んだ個人史や子どもたちの民族教育に対する思い、被告人質問で感じた思いや被告人に対する呼びかけ、燃やされた看板等に込められていたウトロ住民の思いやヘイトクライムが助長されることへの不安等、それぞれの被害者から切々と語られた内容には深く胸を打たれました。

判決は、「在日韓国朝鮮人が不当に利益を得ている などとして嫌悪感や敵対感情等を抱くとともに|「自 分が思うような排外的な世論を喚起したいなどと考 え」名古屋事件に及び、「より大きな事件を起こして 強く世論を喚起したいなどと考えるとともに「ウトロ 平和祈念館での看板の「展示や同館の開設を阻止しよ うなどとも考え」京都事件に及んだもので、「主とし て、在日韓国朝鮮人という特定の出自を持つ人々に対 する偏見や嫌悪感等に基づく、誠に独善的かつ身勝手 なものであって、およそ酌むべき点はない。」と判示し、 求刑通りの懲役4年を言い渡しました。偏見に基づき 排外的な世論を喚起しようとしたということは認定さ れており、内容としては適切に評価されていたと思い ます。また、求刑通りという点も、求刑を前提とすれ ば重く量刑されたことになると思います。ただ、そう であるならば、端的に「差別」という言葉を使ってほ しかったとは思っています。

なお、判決の中で、被害について、建物の数や焼損 面積という物的な面だけではなく、「地域住民にとっ ての活動拠点が失われ、その象徴とされる立て看板等 の史料が焼失」したことの精神的苦痛に言及されてい た点については、被害の重大さを汲み取ってくれたも のとして被害者にも評価されていました。

#### 4 さいごに

刑事記録の謄写費用や意見書の作成費用など、人権 救済基金の援助のおかげで持ち出しをせずに活動する ことができ、大変ありがたかったです。この場を借り て厚く御礼申し上げます。

4

#### これまでに基金で援助した主な事件

| これる               | までに基金で援助した王な事件                   |
|-------------------|----------------------------------|
| 1994年             | 外国人労働者未払賃金等請求事件                  |
| 1995年             | 一条山開発許可処分取消請求事件                  |
|                   | 児童扶養手当資格喪失処分異議申立、取消請求事件          |
|                   | 障害者雇用問題国家賠償請求事件(控訴)              |
|                   | 家庭教師賃金支払等請求事件                    |
| 1996年             | 障害者の刑事事件(上告)                     |
|                   | 医療従事者のC型肝炎感染損害賠償請求事件             |
| 1997年             | 市原野ごみ焼却場建設差止め請求事件                |
|                   | ヤコブ病損害賠償請求事件                     |
| -                 | 桂高校制服問題事件                        |
| 1998年             | 浮島丸公式陳謝等請求事件                     |
| 2000年             | 在日韓国・朝鮮人の障害基礎年金不支給決定取消請求事件       |
|                   | 日栄不当利得返還請求事件                     |
| 2001年             | 個人情報非訂正決定処分取消請求事件                |
|                   | 大江山中国人強制連行・強制労働損害賠償等請求事件         |
|                   | レンタルハウス被害者救済事件                   |
|                   | 半鐘山開発許可取消審査請求・河川占有許可等取消審査請求事件    |
|                   | 生活保護不当廃止損害賠償請求事件                 |
| 2002年             | ホームヘルパー養成講座事件                    |
|                   | 障害基礎年金についての生活保護変更決定処分取消請求事件      |
| 2003年             | 障害基礎年金不支給決定取消等請求事件(学生無年金裁判)      |
|                   | 中国残留孤児国家賠償請求事件                   |
|                   | 医薬品副作用被害についての障害年金不支給決定取消等請求事件    |
| 2004年             | 障害厚生年金未給付国家賠償請求事件                |
|                   | 洛西ニュータウンマンション建築工事差止等請求事件         |
| 2005年             | 在日韓国・朝鮮人の老齢年金不支給措置国家賠償請求事件       |
|                   | 自衛隊イラク派遣差止等請求事件                  |
|                   | 薬害イレッサ西日本訴訟(損害賠償請求事件)            |
| 2006 =            | 船岡山マンション建築確認処分取消審査請求事件           |
| 2006年             | ①遺族補償給付等不支給決定取消請求事件              |
| 2007年             | ②労働災害損害賠償請求事件                    |
| 2007年             | 船岡山マンション建設損害賠償請求事件<br>嘱託職員賃金差別事件 |
| 2009年             | 獨記·概則真立左列爭鬥<br>隨害補償給付支給奶分取消請求事件  |
| 2009#             | 入学金迈環等請求事件                       |
| 2010年             | プチェングは   では、                     |
| 2010-             | (1)外国人学校に対する強要・威力業務妨害等告訴事件       |
|                   | ②外国人学校に対する街頭官伝活動禁止等仮処分申立事件 他     |
|                   | 外国人学校に対する街頭宣伝活動禁止等請求事件           |
|                   | 国家賠償請求事件(DVの被害届に関連する二次被害)        |
| 2011年             | 破産債権届出事件(障害者を多数雇用した企業が5か月足らずで破産) |
| 2011-             | 地位確認等請求事件(偽装請負会社による解雇)           |
|                   | 発達障害者の窃盗被告事件                     |
|                   | 損害賠償請求事件(アスベスト関連疾患)              |
|                   | 水族館施設設置許可取消請求事件                  |
| 2012年             | 人権救済申立事件(父子家庭に対する医療費支給制度等の不備)    |
| 2013年             | 大飯原発運転差止等請求事件                    |
| 2015 <del>+</del> | 損害賠償等請求事件(福知山花火大会での爆発事故)         |
|                   | 損害賠償請求等事件(原発事故に関する訴訟)            |
|                   |                                  |

| 2014年 | カネボウ白斑被害損害賠償事件                |
|-------|-------------------------------|
| 2015年 | 京都スタジアム建設に関わる都市計画公園事業認可取消請求事件 |
|       | 天ヶ瀬ダム再開発事業公金差止等請求事件           |
|       | 生活扶助基準引き下げ処分取消請求事件            |
| 2016年 | 下鴨マンション建築風致許可取消請求事件           |
| 2017年 | 授業料等返還及び未払い賃金等請求事件            |
| 2018年 | 旧優生保護法に基づく被害回復請求事件            |
| 2020年 | 文書不開示決定処分取消等請求控訴事件            |
|       | 児童扶養手当支給停止処分取消請求訴訟            |
|       | 損害賠償請求(台風 18 号に伴う降雨による水害被害)   |
|       | 行政代執行に対する不服審査請求               |
| 2021年 | 児童扶養手当支給停止処分取消請求控訴訴訟          |
| 2022年 | 非現住建造物等放火被告事件                 |
| 2023年 | 優生保護法一時金支給申請事件                |
|       |                               |

※上記のうち、控訴や上告についても援助した事件があります。2023年3月末時点での援助件数は、79件です。

#### 2022年度人権救済基金残高

| 科目              | 予 算 額       | 決 算 額      |
|-----------------|-------------|------------|
| I 一般正味財産増減の部    |             |            |
| 1. 経常増減の部       |             |            |
| (1)経常収益         |             |            |
| 寄付金等            | 1,300,000   | 1,511,058  |
| 会員寄付金           | 900,000     | 1,008,000  |
| 会員外寄付金          | 300,000     | 503,058    |
| 償還金等            | 100,000     | 0          |
| 雑収入             | 100         | 18         |
| 受取利息            | 100         | 18         |
| 経 常 収 益 計       | 1,300,100   | 1,511,076  |
| (2)経 常 費 用      |             |            |
| 一般公益事業費         | 850,000     | 665,773    |
| 各センター活動費        | 820,000     | 640,999    |
| 雑費              | 30,000      | 24,774     |
| 特別公益事業費         | 3,000,000   | 620,000    |
| 人権救済基金援助金等      | 3,000,000   | 620,000    |
| 経 常 費 用 計       | 3,850,000   | 1,285,773  |
| 評価損益等調整前当期経常増減額 | △ 2,549,900 | 225,303    |
| 評価損益等計          | 0           | 0          |
| 当期経常増減額         | △ 2,549,900 | 225,303    |
| 2. 経常外増減の部      |             |            |
| (1)経常外収益        |             |            |
| 経常外収益計          | 0           | 0          |
| (2)経常外費用        |             |            |
| 予備費             | 500,000     | 0          |
| 経常外費用計          | 500,000     | 0          |
| 当期経常外増減額        | △ 500,000   | 0          |
| 当期一般正味財産増減額     | △ 3,049,900 | 225,303    |
| 一般正味財産期首残高      | 2,938,905   | 2,938,905  |
| 一般正味財産期末残高      | △ 110,995   | 3,164,208  |
| Ⅱ 指定正味財産増減の部    |             |            |
| 当期指定正味財産増減額     | 0           | 0          |
| 指定正味財産期首残高      | 10,000,000  | 10,000,000 |
| 指定正味財産期末残高      | 10,000,000  | 10,000,000 |
| Ⅲ 正味財産期末残高      | 9,889,005   | 13,164,208 |

## 人権救済基金 Q&A

Human Rights Relief Fund NEWS Q&A

#### 📿 人権救済基金とは、どういうものですか

▲ 裁判を起こしたいけれど、お金がないという人のためには、法テラスの「法律扶助」制度があります。ところが、この制度は、訴訟をするための資力がないことの外に、裁判について勝訴する見込みがあることが条件になっています。

しかし、世の中には、いろいろな事件があって、例えば、消費者問題などの事件で、1人の損害が5万円ぐらいしかないときでも、その損害を立証するためには、手間も費用もかかる場合があり、弁護士費用も支払わなければなりません。事件によっては、裁判にかかった費用の方が裁判で認められる費用よりも多いという場合もあります。

そのような消費者事件の被害者が、例えば、100人であったとすれば、その事件の判決は、社会的に非常に大きな意味があります。

また、勝訴の見込みは少なくても、その裁判を起こすこと自体が、制度や法律の改善に役立つと言う事件も少なくありません。

このように、裁判自体に、社会的な意義があるとか、人権の救済に広く役にたつような事件を、市民全体で応援しようというのが人権救済基金という制度です。

#### Q 具体的には、どのような事件が対象になるのですか

△ 高齢者、子ども、身体障害者、精神障害者、外国人等の人権に関する問題、消費者被害問題、両性の平等に関する問題、 民事介入暴力問題などの人権の保障が十分でない立場にある状態の人たちの人権に関する事件で、その解決が公 益的な意義を持つ事件などが対象になります。

例えば、多数の被害者があり、原因が共通しているような医療過誤や薬害の事件、被害者が多数の製造物責任を 問う訴訟、社会保障の不備を問う事件などが対象になります。

#### ② どのような援助がされるのでしょうか

△審査のうえで、社会的に意義のある事件と認められたものについて、弁護士費用とか、訴訟印紙代とか訴訟の遂 行費用などで、限度額80万円までが援助されます。

また、裁判だけでなく、公益的な意義のある事件であれば、相談、調査、資料の収集、講演、出版物の刊行などの費用も援助の対象になります。

この援助費用は、後で返還していただくことが原則にはなっていますが、普通は、返還が求められるのは事件が終わってからになりますし、事情によっては、返還の免除が認められますので、積極的に御利用下さい。

#### ② どこに援助を申し込めばいいのでしょうか

▲京都弁護士会の人権救済基金あてに申し込んで下さい。

#### 基金の有益なことは良く解りましたが、基金の財政は、現在どうなっていますか

▲ 2022 年度末で、約 1,316 万円の繰越金がありますが、必要な援助をするためには、まだまだ十分ではありません。 この制度は、市民のみなさんの寄付により成り立っておりますので、1 口いくらからでも結構ですので、是非と も多数の市民により支えていただきたく、寄付についてもよろしくお願いいたします。

#### 「人権救済基金」への寄付をお願いします

この基金が有効に機能していくためには、まず財政基盤をしっかりと確立することが大切です。 そのためには、市民一人ひとりの善意によって、この制度を支えていただくことが必要です。 多くの方々のご寄付を心よりお願いします。金額はいくらでもけっこうです。

· 寄付先(郵便振替口座)

京都 01050-3-8313

名称:京都弁護士会人権救済基金

※寄付いただいた際に得た個人情報は、事務処理のために使用する他、当弁護士会が主催する行事の案内物やその他の発行物をお送りする以外には使用いたしません。





